

グランプリレース開催規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p style="text-align: center;"><b>第1章 【略】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 日本グランプリレースの認定条件</b></p> <p><b>第3条～第5条 【略】</b></p> <p><b>第6条 申請手続</b> 開催のための申請手続は以下の通りとする。</p> <p>1. 開催企画書の提出 当該レースを開催しようとするものは、そのレースのカレンダー申請締切の2ヵ月前までに開催企画書および所定の日本グランプリタイトル登録申請料を添えJAFに<u>申請</u>すること。 提出する開催企画書には次のものを含むこと。</p> <p>1) 組織許可<u>申請の内容</u>に準じ競技会の組織体制、参加者確保に関する企画、収支の概算、準備の日程等開催企画を詳細に記載すること。</p> <p>2) コース使用同意書</p> <p>2. カレンダー申請 JAFの開催承認を得たものは、カレンダー登録申請料を添え所定の手続によりFIA国際スポーツカレンダー登録申請を行うこと。</p> <p>3. 組織許可申請 カレンダー登録申請が承認された後、「自動車競技の組織に関する規定」による所定の期日までにJAFあてに組織許可申請を行うこと。</p> <p>1) 公認競技会組織許可申請：所定の<u>申請方法</u>を用いること。</p> <p>2) 添付書類：和文および英文による特別規則書の草案</p> <p>3) 組織許可申請料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 JAFグランプリレースの認定条件</b></p> <p><b>第7条～第9条 【略】</b></p> <p><b>第10条 申請手続</b> 開催のための申請手続は以下の通りとする。</p> <p>1. 開催企画書の提出</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 【略】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 日本グランプリレースの認定条件</b></p> <p><b>第3条～第5条 【略】</b></p> <p><b>第6条 申請手続</b> 開催のための申請手続は以下の通りとする。</p> <p>1. 開催企画書の提出 当該レースを開催しようとするものは、そのレースのカレンダー申請締切の2ヵ月前までに開催企画書および所定の日本グランプリタイトル登録申請料を添えJAFに<u>提出</u>すること。 提出する開催企画書には次のものを含むこと。</p> <p>1) 組織許可<u>申請書</u>に準じ競技会の組織体制、参加者確保に関する企画、収支の概算、準備の日程等開催企画を詳細に記載すること。</p> <p>2) コース使用同意書</p> <p>2. カレンダー申請 JAFの開催承認を得たものは、カレンダー登録申請料を添え所定の手続によりFIA国際スポーツカレンダー登録申請を行うこと。</p> <p>3. 組織許可申請 カレンダー登録申請が承認された後、「自動車競技の組織に関する規定」による所定の期日までにJAFあて組織許可申請を行うこと。</p> <p>1) 公認競技会組織許可申請<u>書</u>：所定の<u>書式</u>を用いること。</p> <p>2) 添付書類：和文および英文による特別規則書の草案各5部</p> <p>3) 組織許可申請料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 JAFグランプリレースの認定条件</b></p> <p><b>第7条～第9条 【略】</b></p> <p><b>第10条 申請手続</b> 開催のための申請手続は以下の通りとする。</p> <p>1. 開催企画書の提出</p>

当該レースを開催しようとするものは、そのレースカレンダー申請締切1ヵ月前までに、JAFに開催企画書の提出を行うこと。

1) 組織許可申請の内容に準じ、参加車両、競技会の組織体制、賞金総額、参加ドライバーの確保を含む準備の日程等開催企画を詳細に記載すること。

2) コース使用同意書

## 2. カレンダー申請

「JAFおよびJAFカレンダー登録規定」に従い、カレンダー登録申請料を添えて申請すること。

## 3. 組織許可申請

カレンダー登録申請が承認された後、「自動車競技の組織に関する規定」による所定の期日までにJAFあてに組織許可申請を行うこと。

組織許可申請には次のものを提出すること。

1) グランプリタイトル登録料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

2) 公認競技会組織許可申請：所定の申請方法を用いること。

3) 添付書類：和文および英文による特別規則書の草案

4) 組織許可申請料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

## 第4章 【略】

## 第5章 運営

第12条～第17条 【略】

第18条 本規定の施行

本規定は、2025年4月1日より施行する。

以上

当該レースを開催しようとするものは、そのレースカレンダー申請締切1ヵ月前までに、JAFに開催企画書の提出を行うこと。

1) 組織許可申請書に準じ、参加車両、競技会の組織体制、賞金総額、参加ドライバーの確保を含む準備の日程等開催企画を詳細に記載すること。

2) コース使用同意書

## 2. カレンダー申請

「JAFおよびJAFカレンダー登録規定」に従い、カレンダー登録申請料を添えて申請すること。

## 3. 組織許可申請

カレンダー登録申請が承認された後、「自動車競技の組織に関する規定」による所定の期日までにJAFあてに組織許可申請を行うこと。

組織許可申請には次のものを提出すること。

1) グランプリタイトル登録料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

2) 公認競技会組織許可申請書：所定の書式を用いること。

3) 添付書類：和文および英文による特別規則書の草案各5部

4) 組織許可申請料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

## 第4章 【略】

## 第5章 運営

第12条～第17条 【略】

第18条 本規定の施行

本規定は、1994年10月13日より施行する。

以上